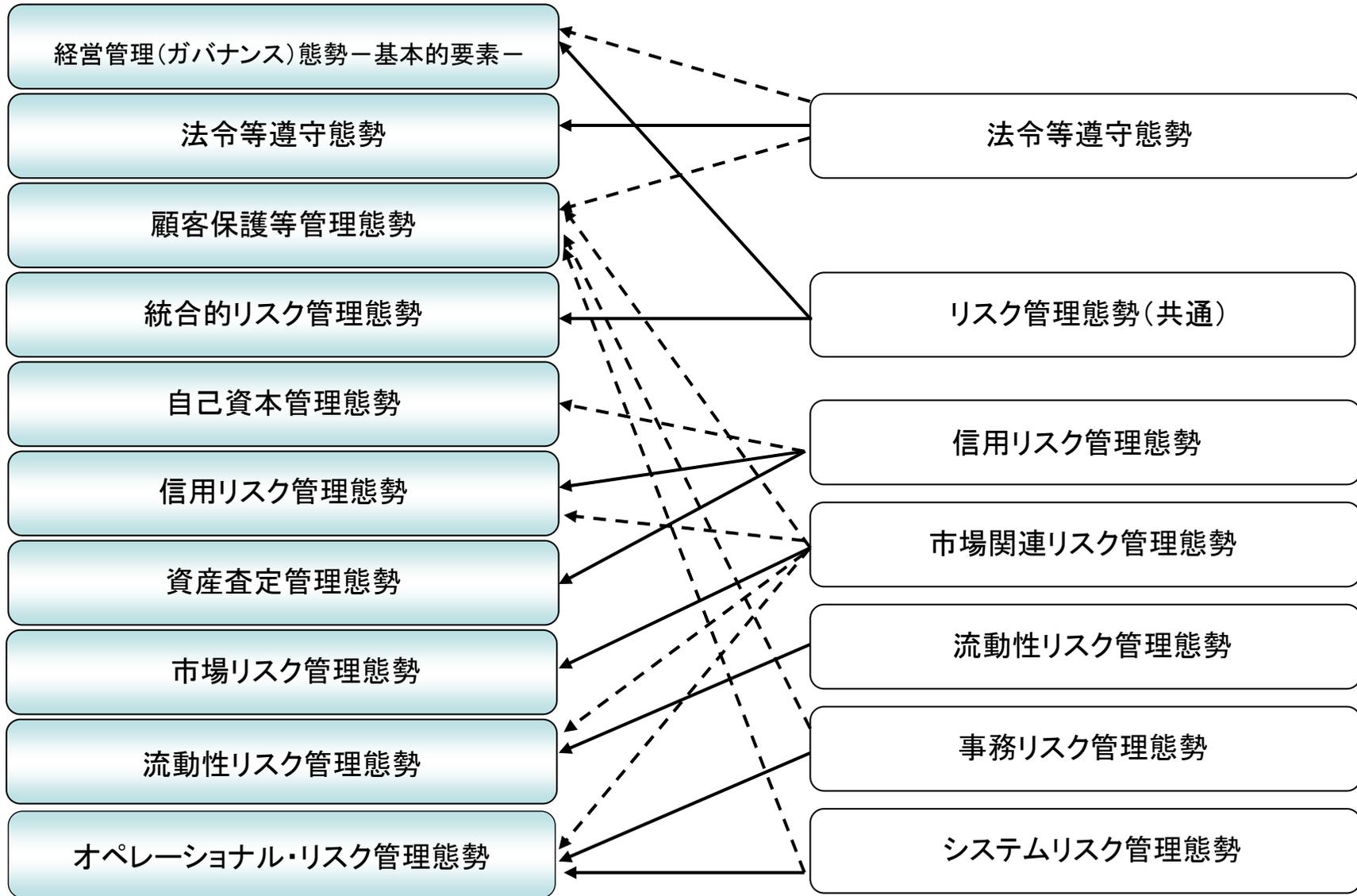


改訂金融検査マニュアルの項目

改訂後

改訂前



金融検査評定結果の分布状況について

金融検査評定制度については、平成 17 年 7 月の導入後、12 月までの試行準備期間を経て、本年 1 月より試行を開始しているところですが、今般、17 検査事務年度実施の評定検査試行期間における評定結果の分布状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 対象金融機関：平成 18 年 1 月以降予告（無予告の場合は立ち入り開始）し、同年 6 月までに検査立入を終了した評定検査結果通知先（137 先）
2. 業態別における C 評価以下の割合及び C 評価以下の平均評定数

業 態	対象 金融機関数	C 評価以下の割合 (注 1)	C 評価以下の 平均評定数 (注 2)
全業態	137	33.7%	2.9
主要行等	9	37.9%	2.8
外国金融機関	8	47.7%	2.6
地域銀行	19	40.4%	3.6
協同組織金融機関	101	31.5%	2.8

(注 1) 対象金融機関の評定項目のうち C 評価以下となった割合 (C 評価以下の総数 / 評定項目の総数)

(注 2) 1 金融機関あたりの C 評価以下の平均評定数 (C 評価以下の総数 / 対象金融機関数)

(注 3) C 評価以下の割合と C 評価以下の平均評定数の多寡が必ずしも一致しないのは、主要行等、外国金融機関などにおいて、被検査金融機関の業務特性等に応じて一部の評定項目を検査対象から除外している場合があることによる。

3. 評定項目別におけるC評価以下の割合

評定項目	C評価以下の割合（注4）
全評定項目	33.7%
法令等遵守態勢	59.1%
顧客保護等管理態勢	37.0%
リスク管理態勢（共通）	43.1%
自己資本管理態勢	20.2%
信用リスク管理態勢	31.7%
資産査定管理態勢	26.2%
市場関連リスク管理態勢	22.8%
流動性リスク管理態勢	4.0%
オペレーショナル・リスク管理態勢	54.4%

（注4）対象金融機関の評定項目のうちC評価以下となった割合（C評価以下の総数／評定項目の総数）

以 上

本件についてのお問い合わせ先 金融庁 TEL 03-3506-6000(代) 検査局総務課（内線 2529・2587）

平成 18 年 12 月 26 日
金 融 庁

金融検査評価制度施行後における検査について

1. 金融検査においては、効率的かつ実効性の高い検査を実施するため、金融機関の規模や業況、前回検査からの経過期間、前回検査結果、その後の経済情勢及び各種情報等を勘案して検査対象の選定等を行っているところである。金融検査評価制度施行後においては、これらに加え、評価結果も一つの要素として勘案し、以下のとおり、評価項目の数やその性質を踏まえ、その後の検査の濃淡に反映させることとする。その際、検査頻度、検査範囲及び検査深度を有機的に組み合わせることにより、効率的かつ実効性の高い検査を実施する。
2. 検査頻度については、主要行は引き続き通年専担検査体制(注)の下で実施する。それ以外の金融機関については、各種要素に加え評価結果も勘案し、各業態の平均的な検査周期を中心として濃淡のついた対応を基本とする。その際、例えば、C評価以下の評価項目の数が少ない場合には検査周期を長くする一つの要素として考慮し、反対にC評価以下の評価項目の数が多い場合には検査周期を短くする一つの要素として考慮する等の対応が考えられる。いずれにせよ、金融検査は様々な要素を勘案して実施するものであり、平均的な検査周期に比べて相当程度短い、あるいは長い検査周期が直ちに金融機関の評価結果を表すものではない。

(注) 一年を通じて同一の主要行グループ内金融機関を継続的かつ専断的に検査する体制。
3. 検査範囲については、前回検査で高い評価を受け、その後も問題が認められない項目は、次回検査において検査範囲から除くことを検討する。また特定の項目を対象とする部分検査を行う際の一つの要素として評価結果を勘案する。
4. 検査深度については、前回検査で高い評価を受け、その後も問題が認められない項目は、検査を簡素化する等、評価結果を検査深度にも反映させることを検討する。例えば、前回検査で自己査定に関連する内部管理態勢について高い評価が得られた場合には、次回検査における自己査定の検証における抽出率を引き下げる、あるいは検証日数を減少させることを検討する。

5. なお、繰り返しになるが、金融検査においては、効率的かつ実効性の高い検査を実施するため、金融機関の規模や業況、前回検査からの経過期間、前回検査結果、その後の経済情勢及び各種情報等を勘案して検査対象の選定等を行っているところであり、評価結果は、あくまでも一つの要素に過ぎないものである。

(以 上)

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施し、今後の検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターは、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイトモニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイトモニターの 2 方式を実施しております。
今般、平成 18 検査事務年度に実施した検査に関する、オフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の 2 種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の 4 択方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> : 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> : 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
 - 対象先 : 240 先 (18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に立入検査を終了した先)
 - 回収率 : 158 先 (66%)
 - <アンケート式②>
 - 対象先 : 179 先 (18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に検査結果を通知した先)
 - 回収率 : 108 先 (60%)

アンケート結果総括

アンケート結果(別紙 1 参照)は、全体として「1」及び「2」とする回答が、それぞれ 65%、29%寄せられています。

昨年公表時はそれぞれ 58%、35%であったことから、全体的には大きな変化はないものの、「1」とする回答に着目すると、7 ポイントの上昇がみられます。

(注)「面談の希望」に関する項目は、以下取りまとめ結果から除外しております。

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 24 項目のうち 20 項目で、「1」と「2」を合わせた回答が 90%を超えています。

特に、昨年公表時に、「3」と「4」を合わせた回答の割合が高かった項目についてみると、例えば、「検査期間」や「内部監査を前提とした検査の実施」などの項目において、今回は「3」又は「4」とする回答の割合が減少しております。(注)

一方で、「3」と「4」を合わせた回答が比較的多かった項目もいくつか認められております(別紙 2 参照)。そのうち、主なものについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての検討結果をご紹介します。

(注) 「3」と「4」を合わせた回答状況 (昨年公表時と今回の比較)

「検査期間」	昨年 9%、今回 1%
「内部監査を前提とした検査の実施」	昨年 7%、今回 1%

◇ 「検証にあたっての、双方向の議論」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「意見を述べても、検査官の一方的な主張で終わったと感じたケースが多かった」、「評定段階を付す際の議論については、各カテゴリ毎の『評価』に関する議論がやや不足していた」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、双方向の議論に努めるよう研修等の機会を通じて検査官に再度徹底することに加え、主任検査官には各検査官への指導を徹底し、きめ細かい管理を行うよう、今後も指導して参ります。

◇ 「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「債務償還年数、債務超過解消年数に基づく債務者区分の判定において、機械的・画一的な判定が多かった」、「検査マニュアルにおける『合理的な』や『適切性』について、検査官と認識を異にするケースがあった」などの意見が見られます。

また、「マニュアル別冊に基づいた検証」の項目では、「1」とする回答が 47%にとどまっており、付記された意見には、「代表者の資質や取引実績など、計数面で表現できない部分をもう少し理解してほしい」との要望もあります。

これらの意見に対しては、検査官には機械的・画一的な運用に陥らないよう、研修等の機会を通じて従来から周知徹底しているところですが、ご意見を踏まえ、さらに指導を徹底して参ります。

◇ 「資料の提出期限の配慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「資料の提出期限にかなり無理があり、超過勤務を要する結果となった」、「終盤での(指摘事項)確認表のやりとりに、一部提出期限が短いものがあつた」などの昨年と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の対応能力や事務負担に配慮するよう、今後とも研修等の機会を通じて検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「執務時間の考慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

「3」と「4」を合わせた回答の割合は、昨年公表時(10%)から減少したものの、付記された意見をみると、「終了時間が遅くなる場合は、前もって知らせてほしい」、

「終了時間が 22 時を超えることがあったので、終了時刻を平準化してほしい」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮や、就業時間外のヒアリング等を行う場合には、金融機関側の理解を求めることが必要なことから、主任検査官による管理を十分行うよう再度徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

自由記載欄(「金融検査評定制度」について)

「金融検査評定制度」に関して寄せられた意見をみると、「経営改善に向けての動機付けとして有用である」と評価する多くの意見がある一方で、「『軽微な弱点』『自主的な改善』の基準が明確でない」、「『規模・特性』をどのように考慮するのか」といった懸念や疑問を呈する声も相当数に上っております。

これらの意見に対しては、金融機関の理解の一層の向上に資すること等を目的として 19 年 3 月に「金融検査評定制度に関する Q & A」を、19 年 7 月に「金融検査指摘事例集」を公表したところです。これらを判断の参考材料として、検査現場において、より充実した双方向の議論を行うよう努めて参ります。

アンケート式②結果(「検査結果通知書」について)

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が 99%に上っており、特に「1」とする回答が 78%を占めております。

「検査モニター」について

- ◇ オンサイトモニターの実施については、「全件実施すべきである」との意見が 61%で、「希望により実施すべき」とする意見の約 2 倍に達しております。
- ◇ オフサイト検査モニターについては、評定制度に関する項目を拡充するほか、改訂検査マニュアル及びバーゼルⅡに関する検査に対する自由記載欄を追加しました。
また、「検証にあたっての双方向の議論」や「検査官の態度」など検査の執行状況に関する項目について、金融機関の率直な意見が一層反映するように、選択肢の記載振りを工夫のうえ、見直しました。
- ◇ 検査モニター等において寄せられた種々のご意見も踏まえ、一層適正な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙 1

(単位:件数 %)

区分	アンケート項目	回答内容	回答数	
			回答数	回答率
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	90	57
		2 概ね妥当なものであった	54	34
		3 あまり妥当なものではなかった	4	3
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	10	6
	2 検査期間	1 妥当なものであった	87	55
		2 概ね妥当なものであった	69	44
		3 あまり妥当なものではなかった	2	1
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	3 検査の時期	1 適切なものであった	86	54
		2 概ね適切なものであった	54	34
		3 あまり適切なものではなかった	17	11
		4 適切なものではなかった	1	1
		5 未回答	-	-
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	76	48
		2 概ね考慮されたものであった	75	47
		3 あまり考慮されていなかった	7	4
		4 考慮されていなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	118	75
		2 概ね適当なものであった	38	24
		3 あまり適当なものではなかった	2	1
		4 適当なものではなかった	-	-
5 未回答		-	-	
6 検査の検証の範囲	1 適当なものであった	111	70	
	2 概ね適当なものであった	45	28	
	3 あまり適当なものではなかった	2	1	
	4 適当なものではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計		1	568	60
		2	335	35
		3	34	4
		4	1	0
		5	10	1
検査重要事項等	7 重要事項等の説明	1 理解できた	144	91
		2 概ね理解できた	13	8
		3 やや分かりにくかった	1	1
		4 分かりにくかった	-	-
		5 未回答	-	-
資料の提出	8 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 活用された	112	71
		2 概ね活用された	44	28
		3 あまり活用されなかった	2	1
		4 活用されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	9 提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 配慮したものであった	84	53
		2 概ね配慮したものであった	69	44
		3 あまり配慮されなかった	4	3
		4 配慮されなかった	1	1
		5 未回答	-	-
	10 資料の作成範囲	1 検査内容に応じたものであった	110	70
		2 概ね検査内容に応じたものであった	48	30
3 あまり検査内容に応じたものではなかった		-	-	
4 検査内容に応じたものではなかった		-	-	
5 未回答		-	-	
小計		1	306	65
		2	161	34
		3	6	1
		4	1	0
		5	-	-
実地調査	11 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	147	93
		2 概ね承諾を得ていた	9	6
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-
		4 承諾を得ていなかった	-	-
		5 未回答	2	1
	12 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものの閲覧等は求められなかった	151	96
		2 概ね業務に関係ないものの閲覧等は求められなかった	5	3
		3 一部で業務に関係ないものの閲覧等を求められた	-	-
		4 業務に関係ないものの閲覧等を求められた	1	1
		5 未回答	1	1
	13 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	147	93
		2 概ね立会いの下で行われた	8	5
		3 一部立会いの下で行われなかった	1	1
4 立会いは行われなかった		-	-	
5 未回答		2	1	
小計		1	445	94
		2	22	5
		3	1	0
		4	1	0
		5	5	1

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙 1

(単位:件数 %)

区分	アンケート項目	回答内容	回答数	
			回答数	回答率
検査の執行状況等	14 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	101	64
		2 概ね行われた	55	35
		3 あまり行われなかった	2	1
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	83	53
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	68	43
		3 一部機械的・画一的な運用であった	7	4
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-
		5 未回答	-	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に沿った検証であった	75	47
		2 概ね別冊に沿った検証であった	54	34
		3 あまり別冊は活用されなかった	3	2
		4 別冊は活用されなかった	-	-
		5 未回答	26	16
	17 根拠等の提示	1 十分根拠等が示された	94	59
		2 概ね根拠等が示された	62	39
		3 あまり根拠等が示されなかった	2	1
		4 根拠等は示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	18 検証にあたっての双方向の議論	1 十分に議論が行われた	92	58
2 概ね議論が行われた		61	39	
3 あまり議論は行われなかった		4	3	
4 議論は行われなかった		1	1	
5 未回答		-	-	
19 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施されていた	40	25	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	55	35	
	3 一部、新たな目線で検査が実施されていた	41	26	
	4 全く異なる目線で検査が実施されていた	-	-	
	5 未回答	22	14	
20 検査官の態度	1 紳士的な態度であった	115	73	
	2 概ね紳士的な態度であった	42	27	
	3 あまり紳士的な態度ではなかった	1	1	
	4 紳士的な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
21 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	91	58	
	2 概ね有していた	66	42	
	3 あまり有していなかった	1	1	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	691	55	
	2	463	37	
	3	61	5	
	4	1	0	
	5	48	4	
エグジットミーティング	22 金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	122	77
		2 概ね確認できた	36	23
		3 あまり確認できなかった	-	-
		4 確認できなかった	-	-
		5 未回答	-	-
オンサイトモニター	23 実施時期	1 適当な時期であった	101	64
		2 概ね適当な時期であった	21	13
		3 あまり適当な時期でなかった	1	1
		4 適当な時期ではなかった	-	-
		5 未回答	35	22
	24 オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	96	61
		2 金融機関の希望により実施すべきである	51	32
		3 実施すべきではない	-	-
5 未回答	11	7		
小計	1	197	62	
	2	72	23	
	3	1	0	
	4	-	-	
	5	46	15	
面談の希望	25 オフサイトモニターの内容について 当局幹部との面談希望	1 希望する	-	-
		2 希望しない	153	97
		5 未回答	5	3
合 計 (項25を除く)	1	2,473	65	
	2	1,102	29	
	3	104	3	
	4	4	0	
	5	109	3	
オフサイトモニターのアンケート方式① 回収状況	回答金融機関数(a)	158		
	立入検査終了先(b)	240		
	回収率(%)=(a)/(b)×100	66%		

アンケート区分・項目別の分析表

(単位:回答率 %)

アンケート区分	回答「1」	回答「3」・「4」
実地調査	94	0
検査重要事項等	91	1
エグジットミーティング	77	-
資料の提出	65	1
検査運営	60	4
オンサイトモニター	62	0
検査の執行状況等	55	5

No.	アンケート項目	回答「1」	回答「3」・「4」
12	業務に関係ないものに係る閲覧等(実調時)	96	1
13	責任者等の立会い(実調時)	93	1
11	資料の提出を求める際の承諾(実調時)	93	-
7	重要事項等の説明	91	1
22	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	77	-
5	検査官人員数	75	1
20	検査官の態度	73	1
8	資料の提出方法(既存資料の活用等)	71	1
6	検査の検証の範囲	70	1
10	資料の作成範囲	70	-
14	内部監査を前提とした検査の実施	64	1
23	オンサイトモニターの実施時期	64	1
24	オンサイトモニターの実施について	61	-
17	根拠等の提示	59	1
18	検証にあたっての双方向の議論	58	4
21	検査を実施する上での知識	58	1
1	準備期間(検査予告～立入開始)	57	3
2	検査期間	55	1
3	検査の時期	54	12
15	検査マニュアルの機械的・画一的な運用	53	4
9	提出期限の設定に当たっての事務負担への配慮	53	4
4	執務時間の考慮	48	4
16	マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	47	2
19	前回検査との比較	25	26

注1) <アンケート式①>の各区分及び項目について、「1」の回答率を降順に並べたもの。

注2) 網掛けは、「3」と「4」を合わせた回答率が3%以上寄せられた区分・項目。

意見申出実績

① 申出数（機関数ベース）

（平成19年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～15 事務年度	13	6	2		2	23
16 事務年度	2	0	0		0	2
17 事務年度	2	2	0	3	0	7
18 事務年度	1	0	0	1	0	2
計	18	8	2	4	2	34

（注1） 事務年度は7月～翌年6月（検査実施日ベースで計上）

（注2） その他： 前払式証票発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・証券会社・政策金融機関等

② 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～18 事務年度合計	16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度
法令等遵守態勢	11	0	4	1
資産査定管理態勢	278	3	6	1
自己査定	228	2	4	1
うち債務者(債権)区分	165	2	4	1
うち不動産担保評価	28	0	0	0
償却・引当	50	1	2	0
会計関係（査定、償却除く）	19	0	2	0
その他	9	0	8	0
合計	317	3	20	2
（うち金融機関意見採用）	(140)	(1)	(5)	(2)

※ 金融機関意見採用 44%

（注） 取下げ分を含む。

金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係

